

令和元年第3回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月11日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時04分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員
局長

穴田 義文 君

事務局出席者

議事
局長

千葉 靖紀 君

議事
局長

岡崎 浩章 君

議事
副局長

前畑 美香 君

議事
主任

駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで副議長と交代します。

○副議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 先日の産業フェアで川内村のブースの皆様からこのバッチをつけて登壇してほしいとの御要望をいただきまして、川内村のバッチをたくさんいただきました。本日はその一つをここに付けてまいった次第でございます。来月川内村に行かれます松ヶ平議長、十河議員、真保議員におかれましては、ぜひその旨を御報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第3回定例会、通告に従いまして質問をいたします。

不登校は本市においても取り上げられることの多い学校教育の課題の一つであります。発達障害やその疑いをはらむことによる学習のおくれや困難さが要因となり不登校につながるケースもあるということが各種機関の実態調査で明らかとなってきております。さらに申せば、不登校が後のひきこもりの要因ともなり得るといった検証結果もあり、不登校、ひきこもりを未然に防ぐという観点からも発達障害の早期発見並びに早期支援が非常に重要でありますことから、順を追って質問をいたします。

近年、発達障害が疑われる児童は全国的に増加傾向にあると言われております。発達障害もしくはその可能性が疑われる児童に対する支援策の一つに通級という体制がありますけれども、この通級の児童数は調査を始めた1993年度は1万2,259人であったのが、2017年には10万8,946人と10倍を超えるほどに増加しており、この数値は発達障害の可能性のある児童の6.5%程度の在籍数を示すようで、15人に約1人が発達障害の傾向にあるようです。これほどまでに通級の児童数が増加した背景には、診断基準の変更や認知度の向上も影響していると言われており、かつては単純に落ちつきがないですとか勉強ができないとされてきた子供たちが発達障害かもしれないと言われ始めたことによる増加であるとも言われております。

発達障害やその疑いをはらむことによる学習のおくれや困難さが不登校の要因の一つとしても取り上げられており、学年が上がるにつれて不登校の児童数が増加傾向にあることを示した

文部科学省の追跡調査によりますと、学校を休み始めた学年について、小学校1年生で4.2%、2年生で2.9%、3年生で4.7%、4年生で5.9%、5年生で7.4%、6年生で6.0%、中学に上がりますと、1年生で28.6%、2年生で25.3%、3年生で9.9%、中学に上がる段階で急増する調査結果が出ております。

不登校の理由はさまざまですが、不登校に至るきっかけとして勉強がわからないと回答した児童が31.2%と約3割の児童が学習の困難さを原因として不登校となっており、その学習の困難さの要因の中に発達障害が起因するケースもあることから、発達障害の早期発見と早期支援の重要性を文部科学省でも取り上げているようです。

そこで、まずは本市の現状を把握するという意味で、本市の不登校の状況をお尋ねします。小学生、中学生それぞれの不登校の人数をお聞かせください。

次に、小学校に入学する前の年に行われております就学前検診について伺います。

就学前検診で再検査となった際、2次の検査ではWISCと言われる知能検査が行われるのが一般的のようですが、この検査を行うためには専門の資格が必要であることに加え、近年では資格取得者が医師や公認心理師といった非常に高度な医療系の専門職に限られてきつつあるとも耳にしております。誰もが簡単に取得可能な資格ではないことから、この資格をお持ちの人材が大変不足しているとのことで、残念ながら本市にはこのWISC検査を行うことができる人材がおらないために、旭川の少年鑑別所より人員を派遣していただいているとのこと。教育委員会が人材確保に尽力されました中での苦肉の策であったことと推察いたしますが、これは他市町村と比較をしてもイレギュラーな対応であるため、今後も長期にわたっての継続が見込めるのか、それともあくまで一時的な体制であるのか、今後の見通しも含めお聞かせください。

もう一つ、名寄地区として開催されております巡回教育相談について伺います。

小学校では毎年北海道立特別支援教育センターが行っております巡回教育相談の案内文が市内の全校生徒に配布されております。これは北海道立特別支援教育センターが児童の発達や行動の様子、就学についての相談の申し込みを受け付けるという内容のもので、教育委員会がその取りまとめをされているようですが、申し込みの人数が多いために、申し込んでも相談を受けられないという話をよく聞きます。

そこで確認いたしましたところ、昨年度の平成30年では就学に関する相談に7件、発達や行動の样子の教育相談に8件の申し込みがあったとのことですが、そのうち就学に関する相談の7件は全て受け付けられたものの、教育相談はゼロ件、発達や行動の様子などに関しての相談は全て受け付けることができなかつたとのこと。教育相談の受け付けがゼロというのは非常にいぶかしい結果であり、驚きを禁じ得ないことだからもろもろ調べてみましたところ、巡回教育相談を行っている特別支援教育センターに教育相談の機能を縮小しているという動きがあることを伺いました。

そこでさらに調べてみますと、特別支援教育センターはこれまでの直接的な地域支援から今

後は各市町村の教育委員会が地域の課題に向け主体的に取り組むのを支援すると、体制の変更を打ち出しているとのことで、これは特別支援教育センターの公式ホームページに平成30年度運営の重点目標として公表されております。実際、名寄地区として行われました巡回教育相談の受け入れ件数が平成29年度には38件であったものが平成30年度には24件と大幅に縮小されたことから体制の変更が見てとれるかと思えます。

そこで特別支援教育センターにも直接問い合わせをいたしましたところ、これまでは発達などに関する教育相談も受け付けてきておりましたが、今後、センターで受け付けるのは就学の相談のみであり、教育相談は各地域の教育委員会に委ねる、そういった旨の回答がございました。

そこでまずは確認ですが、教育委員会としては現状、この巡回教育相談をどのような位置づけで、意味合いで捉えられておりますでしょうか。各種相談機関や医療機関である発達外来などへの相談、受診に関してはデリケートな問題でもありますので、学校側からは保護者へ積極的には勧めることができないとも聞いております。そんな折、保護者みずから望んでこの巡回相談を希望したにもかかわらず、教育相談に申し込んでも相談を受けることができなかった児童に対し、何がしかの対応はなされているのでしょうか。近隣の自治体では、この巡回教育相談を受けることができなかった児童に対する支援を行う体制が教育委員会の中にあるとも耳にしております。本市でも教育委員会として早急に対策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

加えて、かつては地域への直接的な支援という位置づけで教育相談も行っていった経緯があることから、巡回教育相談の就学相談を主とするという特別支援教育センターの体制の変化が学校側にも伝わっておらない現状にあるかと思われまます。学校側への早期の周知を図るとともに、教育相談を望む保護者を切り捨てない対策も必要と考えます。ここで重要なのは、はなから教育相談を受け付けられないという旨を保護者に伝え、結果的に誰も教育相談を申し込まない状況をつくり出してしまいうことではなく、教育相談を望む保護者に対して前述のとおり各市町村の教育委員会が地域の課題解決に向け、主体的に取り組む対策を講じていただくことであると考えますので、見解を伺います。

最後に、児童相談支援センター虹についてお伺いいたします。

ほくと子どもセンター内にある障害並びにその可能性がある児童に対する児童支援センターである虹は、発達障害の早期発見並びに早期支援に有用な機能を持つ活用を大いに期待する機関でもあるため、こちらも幾つか質問をいたします。

これまで発達障害の早期発見と早期支援に絡めて質問をしてまいりましたが、発達障害やその疑いに関しては小学生の間に対処できることが望ましいそうです。可能性を疑う全ての児童に医学的な判断を強いる必要があるとは思いませんが、医学的な見解を求む際に、小学生であれば小児科の発達外来を受診するという方法があります。しかしながら、これが中学生に上がりますと発達外来を受診することができなくなり、精神科の領域になるとのこと、受診する

にもハードルが上がってしまうと伺いました。加えて、発達障害は脳の認知機能に何らかの偏りがあって生じるものでもあるため、成長が進むにつれて脳が固まってしまうんだという専門家の見解もあります。中学生になってから可能性を疑うのと、小学生の間にとでは児童の脳機能にも、そして支援体制にも大きな開きが生じてしまうのだそうです。だからこそ極力小学生の間での早期発見と早期支援が重要視されており、そういった意味でも児童相談支援センター虹が開設されましたことは大いに歓迎するものであります。

しかしながら、平成25年10月の開設から約6年が経過しているものの、残念ながらほかの児童施設に比べても子育て世代に浸透した施設であるとは言いがたく、周知不足な点が否めないのが実情かと思われまます。子育て世代への周知はもちろんですが、発達障害が疑われる際に保護者と最も近い関係にあるのは学校であるため、学校という単位にもっと踏み込んで教師の一人一人に虹の周知と活用を促す体制づくりを求めているとしたいと思いますがいかがでしょうか。

さらに申せば、先ほどの巡回教育相談ではじかれる発達などの教育相談に関しては、相談を申し込まれた全ての保護者に対しまして虹を紹介するような体制があってもよいと考えますが、いかがでしょうか。

これまでに述べましたもろもろも踏まえ、虹が果たす役割は今後ますます拡大していくものと思われまます。虹に関しましても職務に携わるには相談支援専門員という資格が必須であるものの、資格保持者は本市において数名しかおらないと聞いております。どの分野においても人材の不足が課題視される中において、人材の育成が課題であるのは言わずもがなであるかと思われまます。計画的な人材の育成と必要な人材の増員を図っていただきたく思われまます。こちらの見解や今後の見通しをお聞かせ願われまます。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えいたします。

初めに私から児童相談支援センター虹について答弁申し上げ、不登校の人数や巡回教育相談などについては教育委員会から答弁申し上げます。

これまで私はマニフェストの柱の一つであるやさしいまちの実現に向けて、子育て日本一を掲げ、さまざまな施策に取り組んできたところであり、その中でも市民の皆様の声を聞き、支援を必要とする方々に対しては可能な限り対応に努めてまいりました。

児童・生徒の不登校対策についても大きな課題であるとの認識のもと、各学校における支援を充実する方策として特別支援教育支援員の拡充に努めており、心の教室相談員の配置などに加えて独自の対策も進めてきました。また、保育園や児童センターを初めとする子ども・子育て支援体制の充実も図ってきたところです。

そこで児童相談支援センター虹についてです。

虹は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談支援事業を行う、児童福祉法に基づき定められた指定障害児相談支援事業所であり、子供の発達や就園・

就学にかかわることの相談、福祉サービスの利用についての総合的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、こども通園センターのぞみ園などの通所サービスを利用する際に必要な障害児支援利用計画の作成を行っています。

周知については、平成25年10月の開設当初から広報しべつやホームページへの掲載のほか、業務概要を記載したパンフレットを幼稚園や保育園、小・中学校など子供にかかわる関係機関へ配布しているほか、本年3月に北星保育園からほくと子どもセンターへ移転した際にも、各関係機関を訪問して役割と利用について改めて周知を図ってきたところです。

また、利用される方についてはパンフレットをごらんになって相談される場合もありますが、保健福祉センターや子育て支援センターゆらのほか、幼稚園や保育園など直接子供の支援にかかわる関係機関からの紹介により相談につながっている場合も多くあることから、関係機関への情報提供と連携をより充実させていくことが活用を促す体制づくりを進める上で大切であると考えています。

学校とのかかわりについては、本年4月に開設した放課後等デイサービスセンター青空の利用に必要な障害児支援利用計画の作成時を初め保護者や関係機関が一堂に会して行う支援会議や利用状況やニーズの充足度を図るためのモニタリングでの聞き取り、さらには支援者のみで集まる打ち合わせ等、学校での様子を担任教員などから詳しくお伺いする中で連携した支援を行っています。

また、市が設置している自立支援協議会の専門部会である子ども部会では、小・中学校における特別支援教育にかかわっている教員に参加いただきながら、子供への支援方法等についての意見交換を活発に行っているところです。

次に、虹の業務に従事する職員については、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、相談支援専門員の資格を有した3名の職員を配置し業務に当たっています。相談支援専門員の資格取得には、障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における直接支援や相談支援の業務別に定められた3年から10年の実務経験と相談支援従事者研修の受講が必須となっていることから、既に他の施設等において就業されている方が資格取得を目指している場合が多いため、有資格者を確保することは極めて難しく、本市においてはこれまで障害児等の支援に当たっている保育士等から相談支援専門員を養成し、職員体制の整備に努めてきたところです。

今後、相談支援の需要が増えることが見込まれますことから、相談支援専門員の資格取得に向けた研修等の情報収集を行い、本市における相談支援体制のあり方について検討してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘司君）（登壇） 私から、巡回教育相談などについてお答えします。

初めに、本市における不登校の状況についてです。

平成30年度において病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席している児童・生徒、いわゆる不登校については、小学生で7人、中学生では19人となりました。

次に、就学前の検査で再検査となった場合に保護者の同意のもとに実施しているWISC検査についてです。

この検査には専門の資格を有する方が必要であり、本市で唯一の存在だった有資格者の転出に伴い、29年度以降は旭川近郊在住の有資格者を任用するとともに、お話にあった旭川少年鑑別所の地域援助業務として検査の実施が可能な職員派遣の御協力をいただいているところです。旭川少年鑑別所からは、可能な限り協力するとのお話もいただいている中で、いつまでという期限の取り決めは行っていませんが、引き続き協力を要請していくとともに、仮にその対応が困難になった場合のことも想定していかなければならないと考えています。

次に、巡回教育相談に対する位置づけや意味合いについての御質問がありました。

北海道立特別支援教育センターが行う巡回教育相談は、名寄市など比較的近郊において専門的な就学相談や教育相談が受けられることから、子供の学びなどの悩みや心配を抱える保護者にとって重要な機会となってきました。また、教育委員会としても相談の結果を就学や在籍変更の参考としており、その位置づけは重要なものと捉えています。

そこで、教育相談を申し込んでも相談できなかった場合の対応についてですが、この業務の窓口となっている上川教育局からは、従前同様、医療や心理、教育等の専門家によって構成する専門家チームによる巡回相談を活用してもらいたいとの通知が示されているところです。しかしながら、この巡回相談については対応に限定的な部分があり、これまでのところ積極的に周知するには至っていませんでした。お話しのとおり、道立特別支援教育センターの方針としては教育相談については縮小していくという考え方が示されているところであり、これまで以上に相談を受けられないケースが増えることも想定されます。

本市においては、国が求める教育支援センターとして適応指導教室ウィズがその役割を果たしているところですが、総合的な相談を受け得る教育相談センターとして位置づけているものではありません。こうした中でさまざまな教育相談に対応し得る体制を構築していくためには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどを担う有資格者の確保が必須であり、臨床心理士や社会福祉士などを初めとする人材の確保に向けて、その処遇や組織的体制のあり方についても十分に検討しなければなりません。あわせて、文部科学省の方針や北海道教育委員会の対応方針も踏まえた中で、関係機関等との協議も必要なことから、他自治体おける取り組みなども含めた調査・研究を進めていきたいと考えています。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再質問をいたします。

まずは初めに答弁をいただきました虹の件、そして巡回教育相談の件を含めて再質問をさせていただきます。

虹についてなんですけれども、この虹の周知に関しまして、ゆらであるですとか保育園、幼稚園それぞれの各児童に関する施設での周知を図っている、これは私も十分そうだなと思っております。就学前の小学校に上がる前の未就学に関しては非常に土別は連携されており、手厚い支援がなされていると私も存じております。

しかしながら、就学した後ということに関してのここから先のつながりが非常に、はっきり申せば薄いのかなと思っております。御答弁いただきましたデイサービスセンター、そして特別支援学級に関してというのは、あくまで特別支援学級に既に在籍をしている、つまり障害者という形の認定はされてるという形をとられている児童に対しての支援でございますので、今回私が申し上げているのは、特別支援学級に入らずに発達障害そしてその可能性があると思われる児童をどうフォローしていくかというお話をさせていただいているので、既に特別支援学級に在籍している、そしてデイサービスセンター青空を使われている利用者に向けての周知というところは、私がお伺いしたい内容とは異なるのかなと思っております。

発達障害、いわゆる通級に通っている、もしくは通っていない児童もいらっしゃいますけれども、発達障害の可能性がはらむ児童に対しての周知ということで、もう一度御見解をいただきたいと思います。

もう一つ、巡回教育相談について伺いたいと思います。

不登校の数が、定義といたしまして年間30日以上欠席ということで、小学生は7人、中学生は19人といただいておりますけれども、これは学校に行けていても例えばクラスに入れない、保健室であるですとか別教室に通われている生徒の数は抜かれているのかなと思います。実際に学校には行ったけれども教室には入れていない生徒を含めると、実はこの数はまだまだ大きく膨らんでいる数であると思いますし、そういう意味での潜在的な不登校の児童というのは、まだまだいるのかなという数字かなと思います。なので、そこも踏まえてやはりこの発達障害並びにその可能性から来る学習の困難さをどう救い上げていくのか、小学生時代に救い上げていくのかということが非常に重要かと思うんですが、この巡回相談に関して今現在教育相談に申し込んで、例えば昨年のお話をさせていただきましたけれども、申し込んだ8件が8件、申し込みをしても教育相談が受けられなかった、この児童に対して何がしかの対応はされているのかということで御質問したのですが、そこに対しての御答弁がいただけないのかなと思います。もう一度御答弁お願いいたします。

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

まず私のほうからは1点目の就学後の虹の周知等についてであります。

就学前については、答弁にもありましたように、さまざまな機関が連携しておりますし、また就学後についても、今回、青空がほくと子どもセンターのほうに事務所が移転した際にも、各小・中学校を訪問させていただいて、虹の周知というものはしっかりと学校のほうにもお伝えをしているところでありますし、また、障害の部分、青空に通われる方、そして特別支援学

級に入られている方、これについてはしっかり利用計画作成時に担任の先生とも、答弁にありましたように連携を図りながら行っているところであります。

そうではない子供さんについてでありますけれども、これは議員お話しのとおり、第一義的にはやはり子供と、それから保護者に一番近い学校というところが、やはりその発達についての気づきをしていただくということが一番大事かなと思いますけれども、そういった場合についてもさまざまな関係機関が、学校の中では解決できないものについては、しっかりとさまざまな、自立支援協議会子ども部会等々もありますし、そういったところでも協議の場を設けておりますので、引き続きそういった部分には連携をとって、学校それから教育委員会としっかり連携をとりながら今後も進めてまいりたいと考えているところであります。

○副議長（井上久嗣君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘司君） 私のほうからは、先ほども答弁申し上げました巡回教育相談に申し込んだけれども該当にならなかったという場合についてということで答弁申し上げたいと思いますが、先ほど議員からもお話がありました8件の申し込みについて実施はゼロだったということであります。これらについて例えば本市の教育委員会として組織的にその相談体制を組めたかといいますと、これはそういった結果にはなってございません。

しかしながら、本市教育委員会においては、特別支援教育連携協議会というものがございまして、その中においては相談支援班あるいは就学支援班ということで、それぞれ相談に対する体制はとっているところではございます。そんな中で対応してきていると認識もしておりますし、今後についてもそのような形で考えているというところでございます。

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再々質問をさせていただきます。

私の今回の質問の意図が必ずしも伝わるような、きちんと構成をできなかったなど反省しておりますが、一番今回私が申し上げたいのは、そういった教育相談を受けようと思う発達障害の可能性が疑われる児童を有する保護者がどこに相談をすればいいんだろうと思ったときに、何かあったときに非常に迷われている現状があって、それで巡回教育相談というものがあるということを知って、巡回教育相談に申し込んだと。これはかつての地域支援というところから含めて、巡回教育相談自体が就学そして教育相談も受けるという認識が専門家の間でも浸透しておりますことから、みんながそうしたら巡回教育相談を受けたいよという認識の中で実際に申し込んだけれども教育相談をはじめられている、なぜならそれはもう特別支援教育センターが教育相談に関しては受け付けを縮小しているというその現状があるからということで、ではどこに保護者はその相談をすればいいのかという体制をつくっていただきたいんだということでお話をさせていただいております。

なので、学校に周知を図るということはもちろんなんですけれども、学校に伝えましたではなく、今回一般質問でも申し上げましたけれども、学校の先生一人一人にしっかり伝わるような体制をつくっていただきたいんです。相談を受ける児童と接しているのはまず担任であるの

で、教師の一人一人がそういった相談をする際には、士別には虹というところがあって、そこに相談してみたらいいよという相談の窓口になるところを、これも決して一つでなくていいと思いますけれども、その選択肢の一つとして虹ということがあるということがきちんと学校の一人一人の先生に伝えていただきたいということで申し上げているかと思います。

そして、そういった発達障害を有する児童の保護者の相談先として、この虹が有効活用ができないか、体制をつくれないうことを質問させていただいたんですけれども、そちらの見解を最後に伺いたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再々質問にお答えいたします。

先ほども再質問に答弁申し上げたとおり、学校で気づかれたその発達にかかわる御心配事という部分については、当然今も虹なりのぞみ園なり、そういった関係機関と連携しながら支援計画を立てるという場面がございます。そして、一番その一人一人の先生方にこの虹を周知していくといった部分については、これはまず子供たちなり保護者が一番最初に相談したい窓口としては、やはり担任の先生なり学校の先生ではないかと思うんです。学校の勉強に関する発達に対する悩みということはそこだと思いますので、そういった先生がやはり一番身近な窓口となって、そこからさまざまな機関が連携をとりながら、その中には虹もありますし保健福祉センターもあろうと思いますし、また教育委員会の管轄のその巡回相談等々もありますし、そういうものにしっかりとつなげて、そして連携を図って、みんなで支援をしていくというのが一番大事ではないかなと思います。

ですから、小学校に入りましたら、もう虹のほうでは障害ということが認定されなければ相談を受けないとか、そういうことは全然ございませんので、そこはしっかり連携をとりながら今後も引き続き取り組んでいきたいと、そのように考えているところです。

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 教育委員会の立場からも答弁させていただきたいと思います。

今、虹を一つの拠点的なといいますか、総合的な対応をしていくという窓口で連携をとりながら進めるという部分については健康福祉部長の答弁のとおりであります。

一方、学校のことも含めましての体制ですけれども、まず現状から言いますと、お話があった別の自治体で設けられているような相談窓口は本市ではまだできていません。調べますと、例えば旭川市であってもこの体制はとれていません。あるいは類似団体である富良野や留萌などなどでもなかなかそういう体制は組めないという状況になっています。ここ1、2年で道立の特別支援教育センターの体制方針が変わってきたということもあって、これは文科の方針も実は絡んでいるんですが、その中で今一つには学校、これはもう言えることです。ただ、学校にもなかなか話をしづらい保護者さんもいる場合もあるかもしれません。現実的に私どもに直接教育委員会の学校教育課に御連絡をいただくというケースもありますから、そういう場合も含めて引き続きまず対応していくこと。今話のあった虹もその窓口にはなる。ウィズに関して

は、これはまた違う形での対応をしているところですので、お話をおつなぎはするけれども、そこで相談はできないというふうになると思います。

ただ、いずれにしましても、学校それから虹さらに教育委員会学校教育課事務局になりますけれども、そういった連携は再度含めてとりながら、あわせて教育委員会としても学校の先生方に虹のことであるとかそういったことも理解を図るようにしていきたいと思ひますし、なかなかその人材確保といひますか、専門の有資格者がいないと万全の体制がとれないということもありますので、中途半端な形で作るのではなく、しっかりとほかの状況だとか他の自治体の状況ですとか今後の動向を見据えながら、そこは検討していきたい。まずは当面先ほど言った連携の中でこれは対応していくということで御理解をいただきたいと思ひます。

○副議長（井上久嗣君） 6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 通告に従ひまして一般質問をいたします。

第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略に向けて、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略地方創生について伺ひます。

昨日の一般質問において大西 陽議員が同じテーマで質問しておりますが、別の視点からの質問とさせていただきます。地方創生については、昨年の第3回定例会において移住定住をテーマに質問しております。今回は平成27年に策定した士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みが5年目、いわゆる第1期の最終年度を迎え、去る7月29日に開催された戦略会議において数値目標に対する進捗状況及び分析が示されるとともに、来年度を初年度とする第2期総合戦略の方向性として、これまでの農業未来都市創造、合宿の聖地創造の2つの重点プロジェクトの基本施策の見直しに加え、新たに第3の柱として、まちの未来創造を加えるとの考えが示されておりますので、この点について伺ひたいと思ひます。

初めに、数値目標に対する進捗状況についてです。

第1期の最終年度である今年度末の目標人口は1万9,500人、それに対し7月末人口は1万8,733人と既に目標人口を下回っている状況です。さらに、総合戦略で掲げている5つの数値目標、合計特殊出生率、有効求人倍率、高校卒業者地元就職率、健康な高齢者率、交流人口に対する進捗では、有効求人倍率以外の4つについては達成が難しい状況にあるとされています。

そこでこの数値目標と地域における取り組みという視点でお聞きしますが、健康な高齢者率はサフォークジム、交流人口は合宿や観光イベントなど、この数値目標とその達成に向けた関連事業というものが容易にイメージできるのですが、一方で合計特殊出生率、高校卒業者地元就職率といった数値目標に関しては関連事業がよくわからない。そういう意味では、例えば男女の出会いの場をつくるであるとか、地元就職者は就学貸付金の償還免除であるとか、極めて乱暴な提案で申しわけありませんけれども、そういった新たな取り組みを検討すべき部分ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

一方、数値目標を達成できるとされている有効求人倍率についてですが、目標1.2倍に対して昨年度は1.6倍と大きな数字となっており、国も雇用環境改善指標としてよく使っているの

は承知をしておりますが、求職者、職を求める者の視点ではなくて、逆に雇用する側、会社視点で言えば、募集しても人が来ないという状況をあらわしているとも言えます。この点についての見解もあわせて伺います。

次に、第2期総合戦略における新たな重点プロジェクト、まちの未来創造についての現時点での考えを伺います。

国は来年度からの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を地方創生の継続を力に、より一層充実強化を図る次のステージとして、本年6月にまち・ひと・しごと創生基本方針2019を閣議決定しました。第2期に向けては、これまでの4つの基本方針、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする。これに加えて、これを支える人材を育て活かす。地方への新しいひとの流れをつくる。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。誰もが活躍できる地域社会をつくる。4点目に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると。継続、充実するとともにあわせて6点の新たな視点も示されています。本市における第2期総合戦略においては、これら国の基本方針を踏まえるとともに、まちづくり総合計画における施策を総合戦略へも重点プロジェクトとしてしっかり位置づけるよう構想されているものと考えます。

そこで、国の基本方針において大きく取り上げられています関係人口について触れたいと思います。

関係人口、今現時点では耳なれない言葉でありますけれども、先日この関係人口づくりの取り組みを全国各地で実践するとともに、国の第2期基本方針策定に当たり設置された人材・組織の育成及び関係人口に関する検討会メンバーでもございます月刊誌ソトコトの編集長、指出一正氏の講演を拝聴する機会を得ました。私たちのようにその地域に住んでいる人を定住人口、地域外から旅行や短期滞在で訪れる人を交流人口、そのどちらにも当てはまらない新しい人口を関係人口。関係人口は、その言葉のとおり地域にかかわってくれる人口と定義されているようでございます。指出氏は、講演または著書の中で各地の取り組み事例を紹介しておりますが、交流以上移住未満ともいえる関係人口、その地域のファンとして真剣に地域の未来を考えてくれる、まちのPRを手伝うようになったという事例とともに、関係人口がまちを元気にするプレイヤーになっているとのこと。私自身お話を聞いてわくわくした一方で、自分の住む地域以外の特定地域のよいところを見つけてくれて、好きになってくれて、その地域のことをPRしてくれる。各地のたくさんの事例を聞きながらも、本当にそんな人が存在するのかと正直少し疑う気持ちもありますが、ただ関係人口をつくる、増やすという取り組みは今後重要になると考えます。

そこで、本市の第2期総合戦略では、この関係人口をどのように位置づけていくのか、現段階での考えについて伺います。

最後に、私自身議員となりましてこの間、行政調査あるいは現地視察などの機会をいただいているところではありますが、やはり現場を見る、現地関係者の話を聞くという機会

は重要であります。とりわけ地方創生、まちづくりは、地勢、歴史、産業など全国どの自治体、地域においてどれ一つ同じ条件でない中での取り組みでございます。先進地あるいは成功事例など、もちろん文献で情報を得ることはできますが、やはり関係者から直接話を聞くことによって、担当者の熱意であるとか、成功の裏にある悩みなどそういった情報も得ることが必要だと思います。本市の総合戦略をしっかりと進めていくためにも、他地域調査など職員の積極的派遣について提案をし、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、戦略に掲げる数値目標の達成に向けた施策についてです。

現戦略は、まちの特性を生かした農業未来都市創造、合宿の聖地創造の2つの構想を柱とした重点プロジェクトを戦略的に進めていくことで、教育、子育て、健康、雇用、交流、観光、環境などまちづくり総合計画に位置づける幅広い分野へ波及させ、人口減少問題への克服を目指しています。

議員お話しの合計特殊出生率の達成に向けた関連事業については、乳幼児等医療費助成制度や特定不妊・不育症治療事業、多子世帯応援給付金などの子育て支援制度の充実を初め保育園や児童センターなどの子供の居場所づくりの整備など、子育て日本一のまちづくりを着実に進めることで、合計特殊出生率の向上に努めているところです。

また、高校卒業者地元就職率については若干目標を下回る状況ではありますが、就職率の向上に向け、引き続き商工会議所への要請を初め定期的な進路状況の把握など、高校やハローワークとの連携を図ることで働く場の創出に努めてまいります。

有効求人倍率は、議員お話しのように、会社の視点からすると人材不足は大きな問題であり、特に介護や建設分野などは影響が大きいため、介護従事者確保に向けた就労支援への取り組みを初め、働き方改革の推進やハローワークとの連携による就労希望先とのマッチングなどを進めることで人材不足の解消につなげてまいります。

次に、まちの未来創造についてです。

第2期戦略では、現戦略の2つの構想による取り組みを継続するとともに、将来を見据えたまちづくりを戦略的に進めるため、新たにまちの未来創造を位置づけ、地域経営の視点を包含して本市の地方創生を深化させる考えであり、数値目標についても本市が戦略的に目指す施策の取り組みにより、その効果がよりわかりやすい目標となるよう、さまざまな御意見、御提言をいただきながら定めてまいります。

この中で移住定住や広域観光の視点を強化するとともに（仮称）まちなか交流プラザを拠点としたまちのPRや関係人口の創出拡大を図るとともに、新たな技術の導入など、将来を見据えた研究なども含め、持続可能で住みよいコンパクトなまちづくりを目指します。中でも関係人口については国も第2期戦略でのキーワードとしており、本市においても目標人口との乖離を埋める重要なものと捉えています。

現在策定を進めているまちなか未来計画では、市内外の人々をまちなかに呼び込むきっかけ、仕組みをつくるため、本市の特性を生かした多様な関係人口の創出、拡大に向けた施策を検討しております。第2期戦略のまちなか未来創造においても、この計画と連動をした、例えばふるさと納税者へのPR活動など関係人口の拡大、創出を進める考えです。

次に、他地域調査など職員派遣についてです。

本市の地方創生の深化を目的としたまちなか未来創造については、本市の目指すべき姿を明確化するため、昨年度から地方創生アドバイザー事業を活用し、先駆的なまちづくりの見識を持った北海道大学の森 傑教授にまちなか構想コミッショナーとして就任いただき、先進地事例などを踏まえた機能的なまちづくりについて御指導いただいているところです。

そのほか、地方創生に関する勉強会やセミナーへの積極的な職員派遣はもとより、他市町村との意見交換会や近隣市町村との連携を視野に入れた情報交換を行っており、今後とも先進事例の調査や他市町村との情報交換に努めるとともに、新たな地域の流れを力にするため、本市の地域特性を生かした自動運転技術の試験研究に関する企業誘致活動や民間による遊休財産の利活用を推進する中で、本市ならではの地方創生を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再質問いたします。

最後に質問しました職員の積極的な現地調査の派遣という部分についてであります。

ただいま市長からは地方創生を進めるに当たってということで、アドバイザーの招聘であったりとか、各種セミナー等の参加ということで、実際にそういった場に参加しているということについては承知をしているところではあります。とりわけ関係人口のところでも触れました指出編集長が言っているところもありますけれども、やはりいいところばかりを見ても、さらにそれをうちのまちはこういうふうがいいところだよとPRしても、そこはとりわけ大都市圏で住まわれている方などについては、全国各地から同じような情報が来るので、なかなかそこは魅力にはつながらないというお話もございました。そういった意味では、やはりどういふふうに進めていくかの検討としてはうまくいっているところを見ていくのも大事かと思えますけれども、そのうまくいっている事例と言われている中であっても、現地に行けばそこに至るいろんな悩ましい点、そこにかかわった人たちの思いなどが触れられるかなと思っておりますので、新たな財政負担という部分もあろうかと思えますけれども、ぜひそういった部分、とりわけこの事例について研究していきたいという意欲ある職員に対しては、そういった予算措置などもして、そういう意味では市役所としてそういった方向に進めていただければと思うんですけれども、その点について改めてお話をいただければと思います。

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

今、総合戦略に向けてのいわゆる先駆的な取り組みをしている地域の中では、道内において

も、例えばですけれども、コンシェルジュのような窓口を置いて、それを地方創生の取り組みに結びつけるという事例もございます。私どもの職員もそういった実際現地に行ってお話を聞く中では、例えばその組織がうまく回っている、NPOで実施してうまく回っている事例、ただ、一方で、実際にそういった地域に移り住んだ方がその職を得るという場合についても、また別な方式で組織化をしているけれども、実際その分野についてはなかなかうまく連携がとれていないという事例があったり、そういう意味ではその今回の取り組みというのは、行政のみならず地域でさまざまなセクターが連携するということが一つの成功のポイントになると考えておりますので、そういった事例も参考にさせていただくということはやはり非常に重要だと考えております。

そういう意味では、市長から答弁申し上げましたとおり、そういう実際に苦労されている方の生の声で、それを糧にどのような取り組みをされてきたかというのは、我々が今後、例えば今検討している中で移住定住に結びつけられるようなナビデスク、こういったものについてもそういった事例もきちっと参考にさせていただきながら、さらに深化したような取り組みができればと考えておりますので、そういった視点からも今御提言いただいたようなさまざまな機会を捉えて、さらにそういった情報収集、意見交換、こういったものを積み重ねて具現化に結びつけていきたいと存じます。

○副議長（井上久嗣君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 次に、会計年度任用職員制度について伺います。

来年4月から始まる会計年度任用職員制度について、昨年の第4回定例会一般質問で取り上げています。また、本年第1回定例会において山居議員からも質問があり、本市における制度移行に向けた検討状況の確認とともに、フルタイム職、パートタイム職における退職手当の支給などの処遇格差、そして何よりも正職員との処遇格差が引き続き存在することを踏まえ、制度移行による処遇の切り下げに対する懸念を申し上げてまいりました。任用に関する条例については、職員団体との協議を終え、本定例会の最終日に提案されるという状況でありますけれども、改めて制度に関して質問します。

1つ目は、制度移行に伴うフルタイム職、パートタイム職の設定状況についてです。

現在の臨時・非常勤職員の実態として、フルタイム勤務が200人、週30時間勤務を初めとするパートタイム勤務が229人の合計429人が働いていらっしゃるということでお伺いしておりますけれども、来年度任用、採用予定の職員数について、このフルタイム、パートタイムの内訳もあわせてお知らせください。

現在、フルタイムで任用している職を、来年度パートタイムに変更する場合はあるとすれば、こういった理由でパートタイムで可とされているのか。当該職場とのやりとりも含め、お知らせください。

この間の職場調査においては、現在のフルタイム職については、原則正職員の勤務時間1日7時間45分から15分だけ短い7時間30分勤務のパートタイム職とするとの説明がされていると

伺っております。会計年度任用職員のフルタイム職任用に伴い、新たに発生する社会保険料、共済組合の保険料でありますけれども、それと退職手当の負担をしたくないからだと思えません。強い憤りを感じます。行政サービスの担い手として必要だからと任用しているフルタイム勤務職を来年4月からは15分短くする。このことについて行政運営上問題はないのか。現在はフルタイムで任用している行政の自己否定ではないかとの懸念を持つところでありましてけれども、この7時間30分勤務のパートタイム職を設定するとした、その理由をお聞かせください。

2点目です。来年4月からは同一労働同一賃金ガイドラインにより、正規雇用と非正規雇用における基本給、手当等の不合理な待遇差の解消を求めるという状況があります。一方で、公務の職場においては、同じく来年4月の会計年度任用職員制度の移行に伴って、残念ながらその差を固定化、運用によってはさらに拡大してしまうことが、この国の指針等を通して認められてしまうという状況になっています。

現在の臨時・非常勤職員の処遇は、同一労働同一賃金ガイドラインで言われるまでもなく、正職員との均等待遇を措置する観点から、期末手当支給月数や寒冷地手当等、支給できる制度としてつくられてきたものです。だからこそ今回の国の指針はありつつも、制度設計に当たっては現行制度を基本に設計されるべきだと考えますし、国に支給することが適当ではないと言われても、これまで支給してきた理由をしっかりと再確認することで、当然引き続き支給できるようにするのがみずから治める自治だと考えますが、残念ながらこれまでの議場でのやりとりにおいても、国の指針が制度の上限であり、やむを得ないという雰囲気が感じられます。来年度の制度移行後、この同一労働同一賃金、この観点から手当等の改善や措置について、国の指針を上回る処遇についてどのように考えるのか、改めてお聞かせください。

最後に、働く者の視点から質問をします。

現在、臨時・非常勤職員として働いている方にすれば、制度移行によって報酬の水準が下がる、期末手当の支給月数も減る、さらに、パート職への変更で退職手当ももらえない、どれぐらい年収が減るのか、みずからの生活に関して大きな不安があります。制度移行に伴う処遇切り下げ、フルタイム勤務の方は年収が幾ら下がるのでしょうか。また、下がる分に対する所得保障などについての考えはないのでしょうか、お伺いします。

加えて、長年にわたって誇りを持って勤めてきたフルタイムの仕事を来年4月からは15分短いパートタイムに、勤務時間が短くなる、でも15分しか変わらない。仕事の中身は変わるのか、私は何者になるのでしょうか、大きな戸惑いの声も聞かれます。新たに設定される職、引き続き誇りを持って働けるのでしょうか、行政サービスの担い手としてこれまでと同じくモチベーションは保てるのでしょうか、これらの声に対する考えをお聞かせください。

条例は整備されても、これらの課題はまだ検討できる余地もあるものと思います。4月までの限られた時間ではありますが、行政の重要な担い手として誇りを持って働ける処遇を強く求め、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、フルタイムとパートタイムの職員数についてです。

本年、9月1日現在の職員数ということで申し上げますと、病院職場を含めフルタイムの職員が196人で、パートタイムの職員が221人となっております。会計年度任用職員制度移行後のフルタイムとパートタイムの職員数については、各職場への意見聴取を行い、フルタイム勤務の必要性について確認している段階にあり、また、労働組合との協議を進めることとしているため、最終的な人数は決定していない状況にあり、その設定に当たっては職種や職務に応じて検討してまいりたいと、そのように考えております。

次に、フルタイムからパートタイムへの変更と、勤務時間を1日7時間30分に設定する理由については、西川議員お話しのとおり、共済費や退職手当組合への新たな負担増ということもございしますが、会計年度任用職員制度は、相当の期間任用される職員をつけるべき業務に従事することを前提としていないなどのことから、職務の内容、知識、技術などに応じて見直し検討した結果ということでございます。

次に、現行制度を基本に制度設計されるべきとの御意見についてです。

地方公務員法等の改正に当たり、国は各地方公共団体へ意見聴取を実施し、特別職非常勤務職員や臨時的任用職員について、団体によって取り扱いが異なっていたところ、会計年度任用職員制度の創設に当たっては、要件等を具体的に明示すべきとの意見が多数あったことから、制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが作成されているところであります。

これまで臨時・非常勤職員の労働環境や待遇については、従来は制度が不明確であったため、それぞれ独自の取り組みなど多様な任用がされてきましたが、新制度では適正な任用や勤務条件を確保するため統一的な取り扱いを定め、今後の基本的な制度構築を図ることとされ、本市の制度設計に当たっても国の事務処理マニュアルや他市町村の状況も踏まえた制度を検討する中で、このたび基本的な事項について労働組合との合意に達したところであります。

次に、フルタイムの職員の年収と所得保障の考えについてであります。

現在フルタイムで働いていただいている職員の新制度移行後の年収については、所得の確保と激変緩和のため、現給保障等所要の措置を講じることで年収は変わらないものとする予定であるとともに、職務経験などに応じた処遇とする仕組みを取り入れることで、いずれはほとんどの職種で移行時の年収を上回る、もしくは同等程度となる見込みであると考えております。

今後は職種や職務実態に応じた詳細設定について労働組合との協議を進めるとともに、職員はもとより在職する臨時・非常勤職員へのきめ細かな制度説明により理解がされるよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 2点再質問いたします。

1点目は、質問でもさせていただいていますが、制度移行後、来年4月以降のその先についての考え方についてでありますけれども、期末手当の支給月数や各種手当などについては、国の事務処理マニュアルに基づいた部分が基本的にとということであろうかと思いますが、今後の時代の要請等々によっては、その部分を、いわゆるこの今回の水準が天井ではなくて、そこを超えていくことも可能なのかということ、この部分についての考え方を改めてお聞きしたいと思います。

もう1点は、勤務時間の設定についての部分でありますけれども、お伺いしてちょっと矛盾している点があるのではないかなという部分がありましたので再度確認をしますが、短時間、15分短縮をする7時間30分の勤務者をつくってということと、退職手当等の部分は今回払われないということになりますけれども、その理由において、長期間雇用する、長期間にわたって任用する職員ではないということでの考えが示されているのでということの答弁をいただいたと思いますけれども、一方で実際には賃金表みたいなものを、職員の賃金表を準用するに当たっては昇給規定なども設けられると聞いておりますので、そういった部分では長く勤めていただきたいんだということと、その一方で、長く勤めていただいても、こういった部分、退職手当等、そういった部分の処遇は与えられないんだという部分についてどのように受けとめたらいいかということについて改めてお聞きしたいと思います。お願いします。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 再質問にお答えいたします。

今回の会計年度任用職員の制度改正に当たりましては、議員御承知のとおり、これは自治体でその取り扱いがばらばらで、制度自体も不明確な部分があったと。そういう意味では、それをきちっと統一的な運用にしていくべきだというのが、まず1点、この制度の趣旨としてあると思います。そういった観点から、私どもとしても今回の制度改正にあわせて実際に国の基準を示された中において、本市の実態もしくは労使での協議経過、こういったものも踏まえて、この地域に合った、実態に近いような制度設計をしていきたいということでこれまで議論してきたところであります。

今回の法改正に当たりましても、民間においては、いわゆる同一労働同一賃金の考え方によって、来年4月から段階的にそういった不合理な対応格差がないようにといった取り組みが進められていくという中において、例えば今後の公務職場におけるこういった臨時・非常勤の職員についても、そういった民間の議論をきちっと踏まえて今後検討していくべきだというのが附帯決議でもなされております。やはり議員が御指摘されているような課題というのは、現段階でまだ全て解消しているわけではないという認識もございますので、この国のそういった働き方の見直しの議論をきちっと注視していく中で、我々としてもそういった働き方の見直しに伴って必要な措置と見直し、こういったものは引き続き検討していかなければならないだろうと考えておりますので、今回の制度が全て上限で、これ以上は全く見直しできないことではないという認識でございます。

それと2点目のフルタイム任用についてなんですけれども、もともとこの会計年度任用職員につきましては、任用期間が1年を超えないというか、その会計年度の中での任用ということで、継続性が求められる業務という意味からいうと、おっしゃるとおりもともと矛盾があるのかなと受けとめております。ただ、実際には同一職場で同一の方が選考によって引き続きその職につかれるということはあると思っておりますので、そういった意味において、いわゆる昇給ではありませんが、職務経験を加味して翌年度については号俸加算ということはやはり必要であろうということで今までも協議をしてきたところであります。

そうした中で、本来から言えば常時勤務を要する職というものと、そうでない臨時・非常勤、今回で言うと会計年度任用職員に移行するわけなんですけれども、そういった部分の担うべき職というのは、本来分けて考えるべきだろうという中において、例えば一般的に任期の定めのない常勤職員については定数で管理、今回の会計年度任用職員については予算等で管理という分け方も現実的にはされているということを鑑みまして、本来の趣旨から申し上げますと、やはり会計年度任用職員は再度の任用を妨げるものではありませんので、それは当然あり得ると思っておりますが、今回の見直しにおいても各自治体においてはその再度の任用期間を限定するというの動きがあるように聞いております。

そういった中で、私どもとしては今こうして担っていただいているそういった職において、その期間で限定すると考えてはおりませんが、本来の制度の趣旨から考え合わせますと、いわゆる退職金支給を前提としたような常時勤務を要するような職と同じような運用というのは、本来は分けて考えるべきではないかということも含めて総合的に判断した上でこのような考えに至ったということで、具体的にこれから議論を、個別の職ごとに決めていくこととなりますが、現段階での考え方としては、その職の人材確保の困難性等々を鑑みて、そういった職についてはフルタイムとすると、それ以外についてはパートタイムという考え方で現段階まで議論は進めてきたということでございます。

○副議長（井上久嗣君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） この数字、実際に働いている方の人数でいきますと、先ほどの答弁でありますとおおり400人を超えるということでもありますので、今の制度の考え方であるとか技術的な部分をお伺いしているところありますけれども、ぜひ来年の4月に向けて今御答弁いただいているとおおり、しっかりと働きに報える制度になるように強く申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 5番 佐藤 正議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

国民健康保険税にかかわる子供の均等割についてであります。

国民健康保険税が協会けんぽや組合健保の保険税に比べて非常に高過ぎると多くの市民が思っております。現在の国保制度がスタートした1960年代、国保に加入する世帯主の4割は農林水産業、3割は自営業でしたが、現在は年金生活者など無職が4割、非正規労働者などの被用

者が3割を占めるようになっていきます。こうした中、国保加入世帯の平均所得は1990年代後半の270万円をピークに下がり続け、今や140万円までに落ち込んでしまいました。1984年の国保税改悪で定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は1980年代後半の50%から20%にまで下がっています。

このように加入世帯の貧困化と国の予算削減が同時並行で進む中で、国保の1人当たりの保険税は1980年代が3万円から4万円、1990年代は6万円から7万円、2000年代以降は8万円から9万円へと上がり続けてきたのです。低所得者が加入する医療保険なのに保険税が高いという国保の構造的問題は全国知事会、全国市長会などの地方団体も解決を求め、厚労省も矛盾の存在を認めざるを得なくなっています。現在、国保1人当たりの保険税は年間9.1万円ですが、今後、高齢化や医療技術の進歩により、2025年度の1人当たりの保険税は年11.2万円になると厚労省は試算しています。国保税には、協会けんぽや組合健保にない、家族の数が増えるごとに保険税を加算していく均等割という仕組みがあり、収入のない子供にも係る均等割、それが子育て世帯など家族の多い世帯の保険税を高騰させる重大要因となってきました。子育て支援への逆行という批判の声が上がり、見直しが求められているところです。

子育て支援の立場からも子供の均等割の減免が必要です。全国で14都道府県25市町村が実施しています。幾つかの事例を紹介しますと、仙台市は18歳未満の均等割3割減額、東京都清瀬市は2子目以降5割減額、東京都昭島市は2子目5割減額、3子目以降9割減額、東京都東大和市は3子目以降免除、旭川市は18歳未満3割減額、岩手県宮古市は子育て支援策として予算化し、18歳以下の全額減免しているところもあります。子供に係る均等割について負担軽減を求めるものです。

さきの第2回定例会で子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書を採択されているところです。昨年から国保の運営主体が市町村から道へ移行され、移行前と移行後では保険税の推移はどのようになりましたでしょうか。今後どのようになると推測しますか。モデルケースでいいからお知らせください。

ことしは所得割の後期支援分3.4%から2.8%、介護分2.4%から2.2%、均等割の後期支援金分1万2,000円から9,000円、平等割の後期支援金分1万円から7,000円、介護分1万円から5,000円に下がり、全体的には保険税が下がると思いますが、昨年は全道35市中2番目の高さ、ことしは数年ぶりに下がったとはいえ、35市中10番目です。市民の皆様はこの高い保険料を無理をしてでも払い続けています。その結果、収納率は7年連続で1位をキープしているところです。基金からの一部繰り入れで、子供に係る均等割の負担軽減を強く求めるものです。

(降壇)

○副議長(井上久嗣君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供に係る均等割の負担軽減についてです。

国保税の算定は、地方税法において全ての加入者に所得割と均等割を課すこととされ、平等割と資産割は市町村の判断によるものとされています。本市では、所得割、均等割、平等割の3方式により算定しており、今年度の均等割については、加入者1人当たり基礎課税分2万8,000円、後期高齢者支援金分9,000円の計3万7,000円を大人・子供を問わず一律に賦課しています。議員お話しのように公的医療保険において均等割は国保独自の制度であり、そのことが協会けんぽなどの被用者保険に比べ保険料が高くなる要因との考え方や子育て支援の観点から減免している自治体もあるところです。

現行制度では、低所得世帯への負担軽減措置として、一定の基準により2割、5割、7割の軽減がされています。この低所得者世帯への軽減による減額分は公費により財源措置されますが、仮に均等割の負担を軽減する場合、市の条例で定めて減免を行うこととなり、その財源については国の交付金の対象とならないことから、加入者全体で税を負担するか、基金繰り入れや一般会計からの法定外繰り入れをして補填する必要があります。

また、平成30年度から施行された都道府県単位化に伴い、北海道では加入者負担を公平化するため、全道統一の保険料率を目指しており、現在この達成に向け、保険料率の算定方法の統一や一般会計からの法定外繰り入れの解消など、各市町村において取り組んでいるところです。その中で、市独自で均等割の軽減策を講じることはこの取り組みに反するほか、国保制度では加入者へ応益割による一定の負担を求める考えがあることや既に低所得世帯には負担軽減措置が施されていることなどから、現時点では子供の均等割負担軽減は適当でないものと考えています。

しかし、子供に係る均等割保険料軽減制度の創設については、市長会や国保連合会を通じ国へ要望しており、加入者の年齢構成が高く、医療費水準も高いことや所得水準が低いことなど構造的な課題を抱えている国保運営において、安定的で持続可能な制度構築のため、国の財政負担により制度を創設するよう、引き続き要望してまいります。

次に、昨年とことしの保険税の比較についてです。

まず、今年度の道内35市における本市の税負担水準は、まだ各市の状況が公表されていないため、本市の税負担の比較でお答えいたします。加入者1人当たりの年間税額では、昨年在約11万7,000円、ことしが約11万円で約7,000円の減、夫婦2人世帯では給与収入300万円のモデル世帯の年間税額では、昨年在約37万4,000円、ことしが約34万7,000円で約2万7,000円の減となっており、今年度税率の引き下げを行ったことから、昨年と比較し相対的に減額となっています。また、都道府県単位化前後では、移行を見据えて資産割を段階的に廃止したほか国保財政の健全化を図ってきたため、移行直後においては大きな負担の増減はなかったところです。

最後に、今後の保険税の推測についてです。

北海道全体として加入者数が減少する中、高齢化や医療の高度化などにより1人当たりの医療費は増加傾向にあることから、納付金額の増加が見込まれるものと考えています。これらを踏まえ、毎年北海道が事業費納付金とともに標準保険税率を示すことから、本市国保会計の決

算状況、医療費の動向や納付金の算定方法など情報収集を行う中、適宜税率を見直し、事業費納付金を納めることができる財源を確保しつつ、基金の活用も含め急激な負担増とならない税率設定に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君）佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

一般会計からの繰り入れについては法的には禁止されていないと思うんですけれども、その辺は市町村の判断でできるというのが国・道の見解だと思います。それで、昨年よりは3万7,000円程度下がったと今答弁がありました。下がったことは納税者にとってはいいことなんですけれども、やはり先ほどモデルケースの状態では収入の10%以上の保険税になっているということでは、やはり負担が相当重いのではないかと思います。

そこで一つお聞きしたいんですけれども、均等割をするということに例えばなるとしたら、財政的負担はどれぐらい必要なのか、お聞きいたします。

○副議長（井上久嗣君）法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） お答えいたします。

子供に係る均等割の軽減でありますけれども、例えば18歳未満で試算をいたしますとすれば、実質的に市の負担となりますのは約500万円程度ということで試算をしております。

○副議長（井上久嗣君）佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 再々質問ではないんですけれども、500万円程度ということであればそんなに多い金額でもないのかなと。例えば5割削減ならこの半分の金額で済むのかなと思います。国の制度をお待ちにならずに、ぜひ当市としても検討して下げるようにしてもらいたいと思います。

○副議長（井上久嗣君）佐藤議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移りたいと思います。奨学金制度についてであります。

高過ぎる教育費負担や高額な奨学金の返済などが今大きな問題になっております。年々大学進学率は上がり、昨年度の統計でも54%の人が大学、短大、専修学校に進学しております。貧困と格差が広がり家計収入が減少する中で、学生や保護者の負担も限界を超え、進学を断念する人も少なくありません。ようやく入学しても在学中はアルバイトに追われ、今や学生の2人に1人が奨学金を借りなければならないようなのが現実であります。また、多額な奨学金の返済が現在の生活や将来設計にも大きな影響を及ぼしています。今、学生は奨学金という名の借金に苦しめられています。過半数の学生は借金なしでは大学に通えない状態になっています。返済が必要な貸与型奨学金を借りた場合、卒業後の返済額は1人平均約300万円にもなるという統計も出ております。雇用と収入が不安定で奨学金を返済できない人が増えています。本市の奨学金の貸し付け状況と返済状況をお知らせください。

返還不要の給付型奨学金は圧倒的多数の保護者と学生の切実な要求であることは明らかであ

ります。文部科学省の予算の概要では、対象者は約2万人と極めて小規模にとどまっています。これは1学年の学生の人数で見るとわずか55人に1人という極めて狭き門にしかありません。平成26年度から北海道でも高校生を対象に独自の給付型奨学金を創設しております。文部科学省の調査でも、大学、短大、高専の中退の理由のうち、経済的な困難との答えが増え、今や最大の理由になっております。

本市においても平成21年度から大学、専修学校生に無利子の奨学金を月2万5,000円に引き上げ、償還期限を10年に延長して貸し付けをしているところだと思えます。経済的理由で高校、大学に通わせられないようなことのないよう、給付型奨学金の創設を強く求めるものであります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、本市奨学金の貸し付け状況と返済状況についてです。

平成30年度における貸し付け総数は17件で、その総額は510万円となりました。一方、償還については、当該年度対象の71件、845万7,000円が全て納入されたところであり、過年度分の7件、21万7,000円と合わせて30年度における償還総額は867万4,000円となりました。

次に、給付型奨学金制度の創設についてです。

現在の奨学金制度は、日本学生支援機構や自治体のほか、財団も含む民間団体や学校の独自によるものなど多様な主体によって実施されており、その形態も利子を伴うものや無利子の場合のほか、利子補給を基本とするもの、さらに返済不要な給付型などさまざまです。本市の奨学金制度は創設以来無利子の貸与型であり、この間にいただいた御意見、御要望も踏まえ、1人当たり貸し付け金額の増額や貸し付け枠の拡大、償還期間の延長などの見直しを行ってきたところです。28年度からは1年分をまとめて貸し付けする一括方式を導入したほか、30年度には大学生、専門課程専修学校生に対する貸し付け枠を拡大するなど制度の充実に努めてきました。

こうした中で、28年度までは単年度における貸付額が償還額を上回り、奨学金の財源である基金が減少する状況となりましたが、一般財源の基金への繰り入れやさっぽろ市士別ふるさと会の皆さんからの育英資金寄附などによって対応してきたところです。近年、家計に占める教育費の負担感が一層増大する中で、お話しのように給付型制度への変更や制度新設の動きが広がっている状況もあります。一部には成績などの一定条件を満たすことによって全額が給付される制度も設けられていますが、貸し付け型に比べ金額設定が極めて低額である場合や自治体によっては地元高校への通学や在籍を条件とする場合、あるいはほかの奨学金制度の利用を前提に利子分のみを支給する給付型の制度としているケースもあります。給付型の奨学金制度の場合、将来的展望に立った原資の確保という面での大きな課題があります。一方、本市における現行制度の場合には、償還分を次の原資に充当していくという循環型のシステムが成り立つものでもあります。返済が伴うとしても現行制度に対するニーズも引き続きある中で、まずは

現行制度を基本としながらその検証を進めるとともに、条件付与による一部返済金の減免などについて、長期的な視点に立ち調査・研究してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君）佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 奨学金の貸し付け状況を今お聞きいたしました。奨学金も年々借りる人が減ってきているという状況もあるとお聞きいたしました。少子化ということもあると思いますけれども、そういう中で、やはり進学率は増えていると思うんですけれども、その辺で土別の奨学金の利用状況は聞いたんですけれども、少子化なんですけれども進学率は上がっていると、その辺の見解といいますか、お聞きしたいと思うんですけれども。

何か言っていることがちょっとわからないかな。要するに、進学率は上がっているんだけど、土別の奨学金の利用者は少なくなってきていると。そういう状況はどういうぐあいに市としては捉えているのかなという、御見解を聞きたいと思います。

○副議長（井上久嗣君）鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

本市の奨学金の貸与推移でありますけれども、ここ数年を見ても確かに減少傾向にあるということではあります。ただ、そのことが果たして何が要因かというのはなかなか分析し切れていないのも現状でございます。議員おっしゃるように少子化の中、進学率について、今ちょっと私この場で進学率の上下については申し上げられませんけれども、少子化であることは間違いないことでございます。ただ、そういった少子化の中においても、減ってはいるのでありますけれども、一定程度本市の貸し付け制度に対しての需要もあるとは考えてございますので、先ほど答弁申し上げたとおり、現行制度を維持しつつも将来的視点に立ったほかの制度等の調査・研究に努めてまいりたいというところでございます。

○副議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番 喜多武彦議員。

○4番（喜多武彦君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従いまして一問一答方式で簡潔に質問をいたします。

最初に、発達障害への支援についてお伺いいたします。

文部科学省から平成15年3月に提出された今後の特別支援教育の在り方についてが、平成16

年1月の小・中学校におけるLD、学習障害。ADHD、注意欠陥・多動性障害。高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドラインが、さらに、平成17年4月からの発達障害支援法の施行によって発達障害のある方の医療機関への受診が増加してきております。発達障害とは、広汎性発達障害、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害、学習障害、知的障害、言語発達障害などがあります。

日本小児科神経学会では、発達障害の診断、治療、指導を担当できる小児神経専門員を発達障害診療医師名簿に記載をしております。発達障害の疑いがある医療機関への受診を考える場合、みずからが医師を捜し、連絡をし、受診日を予約しなければなりません。全国に1,000名程度しかいない小児神経専門医は、近隣では旭川にも数人、予約をしてから受診までには早くても3カ月から半年待たされる状況です。近年、小・中学校では、児童・生徒に応じたそれぞれの障害に合った教室、教職員の配置がなされ、支援体制が確立をされてきております。一方で、教職員の不足も否定ができない状況もあり、働き方改革も含め、この点については次の機会にまた質問、見解をお伺いしたいと思います。

本題に戻します。現状、入学前の支援体制はまだ不足されていると感じております。特に自閉症児の診断のおくれなどは保護者の精神的心労が大きいものと思われまます。本市は、妊娠期から出産、育児をする中で、支援体制をこれまで確立してきています。さらに、受診の支援体制、保護者への支援、相談窓口の充実を求めるが、見解を伺い、この質問を終わります。

(降壇)

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

発達障害またはその疑いがある就学前の子供の支援体制については、まずは保健福祉センターで生後4カ月から3歳まで定期的に行っている乳幼児健診において、小児科医師の診察のほか保健師による発達の確認、心理相談員やのぞみ園職員による相談、指導を受けることのできる体制をとり、成長、発達を促す支援や保護者の不安軽減に努めています。その際、発達のおくれが見受けられる場合は、成長の過程の中で保健師、心理相談員と面接する場面を設け、保護者とともに発達状況を確認し、必要な場合には医療機関への受診や子供の発達支援を専門に行っているこども通園センターのぞみ園の相談支援や通所支援の利用につなげています。のぞみ園では、子供の発達に応じた支援を行うため、保護者とともに家庭でのかかわり方や連携する関係機関における支援の方法など一人一人に合った個別支援計画を立てるとともに、作業療法士や言語聴覚士などの専門職が子供の特性に応じた的確な療育支援を継続的に行っています。

また、子供が生活する全ての場において適切な支援が行われるよう、のぞみ園職員や保健師が保育園や幼稚園などを訪問し、子供の様子を確認する中でかかわり方について助言などを行うほか、就学時には安心して学校生活をスタートできるよう、保護者の希望により学校の面談への同行や書面による引き継ぎ、教師とのぞみ園職員との面談等可能な限り支援に努めています。

さらに、療育支援を継続していく中で、睡眠障害や摂食障害など医師からの助言の必要性がある場合は、名寄市総合病院の小児科や小児専門の総合医療機関である道立旭川肢体不自由児総合療育センターへの受診を勧め、保護者からの希望があった場合には可能な範囲で同行し、医療機関との連携を図っています。また、受診の際には、保護者に確認の上、限られた診療時間の中でスムーズに診療が行われるよう、子供の生育歴や家族構成、発達検査の結果などを記載した連絡票を受診先の担当医師に事前情報として送付するとともに、受診後は診察、診断の内容によっては保護者の精神的負担が大きくなることもあるため、医師と保護者から診断の内容を確認し、不安が軽減されるよう相談支援を行っています。

発達障害の診断については、議員お話しのとおり、小児神経専門医の数が少ないため、全国的にも予約から受診までに時間を要している状況で、上川管内の医療機関では、現在、初診で1カ月から3カ月待ちとなっており、自傷行為があるなど緊急性の高い場合は医師の判断で受診が早まることもあるようですが、基本的には予約順とのことから、現状では予約から受診までの期間を早めることは困難な状況です。

このような状況の中、子供の成長、発達に不安を感じ、診断を受けたい、専門機関に相談をしたいと願う保護者にとって、受診までの時間が長く経過してしまうことの精神的負担は大きいと考えますことから、今後も児童相談支援センター虹を初め、のぞみ園、保健福祉センター、子育て支援センターゆら、保育園など子供がかかわる全ての機関が相談窓口となり、支援を必要とする保護者や子供に適切な支援が可能な限り速やかに行き届くよう連携に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君）喜多議員。

○4番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。2つ目は、いきいき健康センターについて伺います。

平成28年10月1日に開設され、3年が経過するところです。本市は、天塩の流れとともに人と大地が躍動する健やかなまち、いきいき健康センターは市民の健康づくりや交流活動を通じて健康長寿日本一を目指す拠点施設とされています。健康長寿日本一を目指す拠点施設として3点を基本方針に掲げております。1つ、高齢者の生きがいつくりと社会参画、2つ目に介護予防、3つ目に市民相互の触れ合い、この3点の基本方針について、開設から現在までの検証を伺いたいと思います。

連日多くの利用者でにぎわいを感じておりますが、利用者の年齢別の構成や居住地域、また、どのような目的で来所されているのか、把握されている範囲でお答えください。

当初、子供の利用については多くは予想されていなかったのではないのでしょうか。子供たちの来所者増による効果も何かしら把握されているならば聞かせていただきたいと思います。

実施している各種事業など、内容とその効果を聞かせてください。市民が主体となって企画立案し、多くの市民を対象とする健康長寿、コミュニティ活動を行うサロン事業、推進されて

いるが、内容と効果を聞かせてください。

なお、通告には、公共施設マネジメント計画における利用料の検討も含めておりましたが、本定例会最終日に議案上程がされるということなので、この件については割愛をさせていただきます。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、来館者の年齢構成とその目的についてです。

平成28年10月の開設から本年8月までのセンターの来館者は延べ8万5,680人で、その内訳は、介護予防事業で約3万6,000人、老人クラブ事業で約1万4,000人、市民サロンで約6,500人、一般来館で約1万8,000人、その他講演会などで約1万1,000人となっており、最近の状況では、月曜日から金曜日までは1日約100人、土日祝日は約30人の来館となっています。

来館者の年齢構成といたしましては、介護予防事業では約8割の方が70歳から84歳までであり、老人クラブ関係事業では約8割の方が75歳以上となっています。また、一般来館者では、乳幼児が28%、小学生が24%、64歳以下の大人が29%、高齢者が16%であり、一般来館者の約4割は乳幼児とその保護者となっています。

来館される目的といたしましては、サフォークジム、いきいきサロンなどの介護予防事業、老人クラブの交流会や教養講座、ふまねっとサロンなどの市民サロンへの参加のほか、一般来館では乳幼児連れの親子などが木の玉プールやおもちゃで遊ばれたり、年齢を問わず喫茶や売店で食事を楽しんでいます。

次に、子供たちの来館による効果についてです。

子供の利用は主に乳幼児となっており、その効果といたしましては、乳幼児と保護者が木の玉プールやキッズコーナーで遊ばれているところに高齢者が声をかけたり、触れ合うほほ笑ましい光景が見られるほか、いきいきサロン事業では、夏休みや冬休み期間中に子供も参加できる折り紙や昔遊び、塗り絵なども実施しており、同じプログラムの参加を通して高齢者と子供が交流し、核家族化が進む中で高齢者にとっても子供にとっても世代間交流のよい機会になっているものと感じています。

次に、実施している各種事業の内容とその効果についてです。

サフォークジムは60歳以上の方を対象に筋力トレーニングやウォーキングなどの運動習慣の定着化を目指し、体力測定、軽運動、口腔ケアなど6カ月間の介護予防プログラムを実施しているもので、年間約30の方が受講され、筋力や持久力、柔軟性が改善され、体力の向上が図られています。

また、サフォーク脳活塾は60歳以上の方を対象に認知症予防を目的に昨年度から開始した事業で、認知症の学習や脳トレーニング、創作活動など、サフォークジムと同様6カ月間のプログラムを実施し、年間約50の方が受講され、認知症や予防活動を学ぶことにより、みずからの生活を見直し、新たな活動に参加するなど認知症予防を意識した生活につながっておられま

す。

また、サフォーク元気クラブは、サフォークジムとサフォーク脳活塾の修了者が参加する事業で、約300の方が10教室に分かれて教室ごとに毎週開催しており、週に1回は仲間と顔を合わせ、ともに運動し、交流することにより、運動を継続する意識を保っていただいています。

また、昨年度から実施しているいきいきサロンは、月曜日から金曜日まで登録なしに誰もが気軽に参加できる居場所として、創作、軽運動、脳トレーニングなどを実施しており、毎日約20の方が参加され、参加者の間に新たな交友関係もでき、活動範囲や市民活動の拡大にもつながっています。

さらに、老人クラブ交流会は月に10日程度、3カ所から4カ所の老人クラブが一緒に交流するもので、毎回約30の方がゲームや学習、カラオケなどで親睦を深められているほか、老人クラブの教養講座としてマーじゃん教室、カラオケ教室、社交ダンス教室を実施しており、合わせて約40の方がそれぞれの教室に参加し、楽しんでいただいています。

次に、市民が主体となったサロン事業についてです。

センターオープン時から活動いただいているふまねっとサロンは、ふまねっとサポーターの資格を取得された約30人の市民により毎週火曜日に実施していただいております、サポーターの指導のもと毎回約40人の市民が参加され、介護予防の効果だけではなく、サポーターのやりがいや生きがいづくりにもつながっていると同時に、交流や仲間づくりの場ともなっています。

また、囲碁サロンは、市民の方の指導により初心者から囲碁を楽しめるサロンとして月に2回開催され、毎回5人ほどの方が参加されているほか、本年2月からはパッチワークサロンが新たに開設され、毎週土曜日に10人ほどの方が着物や古着などの布を縫い合わせ、コースターや巾着袋などの小物づくりを楽しんでおられます。

このように、いきいき健康センターでの各種事業については、高齢者の生きがいづくりと社会参画、介護予防、市民相互の触れ合いの3つの基本方針がさまざまに関連しながら進められており、今後におきましても、この方針を念頭に市民に一層愛され利用される健康長寿の拠点施設となるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） 1点、再質問させてください。

当初予定していなかった事業の中で新しくということで、パッチワークサロンというのが入って今説明の中でありましたけれども、果たしてパッチワークサロン一つだけなのか、あるいはまた市民が主体となってやっていることも恐らくあるのではないかなと思うんですけれども、その辺の把握の状況と、それから、効果を検証していただいて、今後への課題や見解をいま一度具体的にあれば教えていただきたいです。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

パッチワークサロンの部分でありますけれども、当初オープン時にはふまねっとサロンということで、市民調整会議の中でも多くの市民の方々が主体となった独自事業を展開していくということで協議をしていただいた経過がありまして、オープン時はふまねっとサロンが展開されておりましたが、その後、説明申し上げましたように囲碁サロン、そしてパッチワークサロンと、この2つの事業が追加になっているといった状況であります。

それから、今後の課題等進め方ということでもありますけれども、今言われたように市民が主体となったサロン活動、これをより充実発展していくべく、今、市民サロンで月曜日から金曜日までお越しいただいている皆さん方にもさまざまな形でそこに参画いただけるような働きかけができないのかということと、それから今計画しております、このいろんなサロンで参加いただいている高齢者の方、そしてもう一方では施設の役目として障害者の就労の場ということもありますので、この方々も含めた中で今イベントのほうも企画してございまして、そういった部分で広く市民の方にも来ていただけるような、そんな取り組みも今後していきたいと、そのように考えてるところです。

○副議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君）（登壇） 最後の質問をいたします。最後は、ひとり暮らし高齢者支援について伺いたいと思います。

現状、ひとり暮らしの高齢者の方が増えております。近くに家族や近親者がいなければ、自身の最期や死後の手続を誰に託すか不安を感じる人もいるでしょう。そんなひとり暮らし高齢者向けに自治体や民間企業などが終活を支援する動きが広がってきています。本市においても、団体主催による終活セミナーを開催したところ、多くの参加者が集まり、その関心の高さがうかがわれました。

2018年の国民生活基礎調査、厚生労働省によると65歳以上の人がいる世帯では単独世帯が約27%に上り、過去最多となりました。高齢夫婦だけのひとり暮らし高齢者予備軍を加えると全体の6割近くに達するところですよ。こうした世帯構造の変化を背景に終活支援に取り組む自治体は増えております。また、民間の終活関連サイトを運営する事業所では、葬儀、墓、死後事務の手続をサポートする生前契約を行っているなど多種多様な取り組みがなされています。

終活支援のサービスが多様化する一方で、ひとり暮らし高齢者の増加に対策がまだ追いついていない現状もあります。本市において、ひとり暮らし高齢者の現状の把握と対策はどのようにされているのか。2015年4月から4年間で孤独死された方は全国で3,400人ほどに上ると報告されています。男性が8割以上を占め、女性よりも孤立しやすい状況が浮き彫りになりました。発見までにかかった日数は平均で17日、中には90日以上といった事例もありました。社会的孤立は死亡リスクを約1.5倍高める。外出して他者と交流したり、地域で見守るシステムをつくったりすることが重要であると思います。施設への入所支援など対策は多々あるかと思われるので、見解、対策をお聞かせいただき、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市におけるひとり暮らし高齢者の現状についてですが、住民基本台帳によれば、人口に占める養護老人ホームなど施設に入所している方も含めた65歳以上の方の割合は年々上昇を続けており、本年8月末で40%に達しました。また、単身高齢者の世帯数については2,200世帯で、率にして全体の23.6%であり、65歳以上の夫婦世帯では1,663世帯、17.8%となっております。

次に、終活支援に関するお尋ねがありました。

近年、高齢化社会や価値観の多様化が進む中において、自分自身の死と向き合い、どのような最期を迎えるかを考える、いわゆる終活という言葉が広く知られるようになっております。終活は、生前に自分の葬儀やお墓、遺言の準備、身の回りの整理などを行い、家族への負担を減らすことを主な目的とするものですが、一方で身寄りがなく、自分の死後に大きな不安を抱える人にとっても必要とされる活動であると認識をしております。

こうした中、ひとり暮らしで身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢者に対して自治体が終活をサポートする取り組みが各地で見られるようになっております。例えば神奈川県横須賀市では、本人が葬儀者と生前契約を結ぶ際に市が同席し、死後の葬儀、納骨などについて、本人の意思を官民連携で実現するエンディングサポート事業を実施しているほか、埼玉県吉川市や東京都武蔵野市などでは相談窓口を設置したり、講座の開催やエンディングノートの住民配付などを行っており、道内においても本別町の社会福祉協議会が死後事務委任契約事業として、横須賀市と類似する取り組みを行っております。

本市においても、昨年12月にいきいき健康センターで終活やエンディングノートをテーマに講演会を開催したほか、本年2月の広報しべつに特集記事を掲載したところであります。講演会には当初の予想を上回る200人の方の参加があり、市民の関心の高さがうかがえました。また、その際に行ったアンケートでは110人の方から回答をいただき、そのうち約半数の方が御自身の終活について考えたことや実践したことがあると回答しており、具体的な行動としては、身の回りの整理を始めている、亡くなった後の葬儀やお墓のことなどについて考えているといった回答が多く見られましたが、一方で、何をしたらいいのかわからないといった回答も見受けられました。

このことから、本市といたしましても、終活について関心はあるものの相談できる人物が周りにいないという方が一定程度おられるものと判断しており、社会福祉協議会や市内の事業者との情報交換や連携を図りつつ、来年度に予定しています第8期介護保険事業計画に係るアンケート調査の際に、市民の皆さんが終活に対して不安に感じていることなどの調査を行う中で、本市としての終活に対する支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、ひとり暮らし高齢者に対する支援と対策についてです。

ひとり暮らしを含めた高齢者への支援については、総合的な相談窓口として包括支援センターを市に設置しているほか、居宅介護支援事業所への業務委託により在宅介護支援センターを

市内3カ所に設置し、高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援を行っております。

介護が必要となった方の在宅生活における支援としては、ホームヘルパーによる訪問介護などの介護保険サービスのほか、配食、除雪、緊急通報サービスなど的高齢者福祉サービスの提供を行っております。

また、身体機能の低下や認知症の進行など在宅生活に不安のある方や対応できない方については養護老人ホームへの入所を初め特別養護老人ホーム、グループホームなど施設サービスを提供することで、高齢者の方が安心して生活できるよう支援をしているところであります。

さらに、地域自治会が実施主体となったひとり暮らしの高齢者などを対象に見守り活動を行う福祉パトロールや介護予防も含めた地域サロン活動への支援に加え、市内の新聞店や郵便局と連携した見守り活動協力事業所事業や命のバトンの配付により、緊急時に消防や病院などの関係機関が直ちに身元の確認や家族などへの連絡がとれる体制を整えております。

今後、高齢化、核家族化の進行が懸念される中で、ひとり暮らしの高齢者が住みなれた地域の中で安心して暮らしていくためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムによる支援体制はもとより、本人や家族による自助や隣近所による互助、地域や行政と一緒に取り組む共助、そして行政や制度的なサービスを利用する公助、それぞれがそれぞれの役割を担いつつ、支え合いや助け合いのできる地域社会の構築も重要でありますことから、今後もこれらの推進に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） 1点再質問をいたします。

やはり自治会だとか身近なところ、近隣の方との協力体制の中でのなるべく包括的にということとはよく理解もできるんですが、一方でまるっきり関係を断ち切ろうとしている、あるいはひとり暮らしの方もいる中で、実はこういう例が最近ありました。靈感商法といいますか、突然訪ねて行って、そしてその方から物を買わされた。それをたまたま帰ってきた子供さんが見つけて問い詰めたところ、やはり寂しくて、高いものだと、必要でもないんだけど、買ってしまった、そういうことが何回か続いたそうです。たまたま何回目かのときに、買った方がちょっとぐあい悪くなったときに、売りつけに来た人が、おかしいのではないかとって救急車を手配したということがあるんですけども。逆を言えば、そういうふうに周りとの関係を切ろうとするか、切るんでなくて面倒くさいと思ってるひとり暮らしの方がいるときに、果たしてどういうふうな介助といいますか、対応していくのかということも今後課題になっていくのではないかなと思います。

そんな中で、命のバトンも含めてですけれども、より充実していくものがまだまだあるような気がするんですけども、現状の把握は恐らくできないのではないかなと思いますけれども、現状今やっている中で、ここをもう少し充実していくべきところがあるんでないか、行政だけ

でなくていろんなところと協力をしながらやっていくものがあるような気がするんですけども、今現状の中でまだまだこういうところがいろいろとつながることが可能だよというのであればお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

答弁の中にありましたように、地域包括ケアシステムという部分を取り組んでいくに当たりまして、今環境整備としまして、4月からは成年後見センター、これも整備をいたしましたし、また民生委員・児童委員の皆様方、この方々にも、これは以前からですが、介護相談協力員ということで一人一人お願いをしているといった状況もあります。その中で今市内で起きているさまざまな課題だとか、そういうのも協議する機会も設けながら、どういった支援、今まさに議員がおっしゃられたような、いわゆる人と人とのつながりが希薄になっている方を何とか地域のほうにお連れしようということも一つの課題ということで私どもも捉えておりますので、さまざまな関係機関と今後もちよつと協議をしながら社会福祉協議会も含めて検討をしてみたいと考えております。

○副議長（井上久嗣君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明12日は休会いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よつて、明12日は休会と決定いたしました。

なお、13日は午前10時から会議を開きますので、御参集願ひます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 2時04分散会）